

浜松市職員の国等への派遣研修の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員に幅広い視野、先進的な知識又は国際感覚を修得させるとともに、政策形成能力や計画遂行能力の向上を図ることにより、その成果を今後の行政運営の推進に資することを目的として、職員を、国、静岡県その他公共的団体(以下「派遣先団体」という。)へ派遣して実施する研修(以下「派遣研修」という。)について必要な事項を定める。

(派遣研修期間)

第2条 派遣研修の期間は3年以内とし、一の派遣研修ごとに別に定める。

(派遣研修対象職員)

第3条 派遣研修の対象となる職員は、次の各号のいずれにも該当する職員であって、浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第38号)別表第1行政職給料表の適用を受ける者のうち別に定めるものとする。

- (1)勤務成績が優秀であり、かつ、心身ともに健康である者
- (2)学習意欲が旺盛であり、かつ、研修に必要な知識及び能力を有する者
- (3)派遣先団体の受入条件に即して別に定める要件に適合する者
- (4)研修の成果を将来にわたって市行政に反映することができる者

(派遣職員の決定等)

第4条 派遣研修を受ける職員(以下「派遣研修職員」という。)は、前条に規定する派遣研修対象職員のうちから、公募による選考により決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合は、総務部長の指名により派遣研修職員を決定することができる。

(派遣職員の服務等)

第5条 派遣職員の服務上の取扱いは、職務命令による研修とする。

- 2 派遣職員の勤務時間その他の勤務条件(給与を除く。)は、派遣先団体の規程によるものとする。
- 3 派遣職員の出勤等勤務時間の管理は、派遣先団体の職員の例によるものとする。
- 4 派遣職員の年次有給休暇等の承認並びに時間外勤務、休日勤務及び出張の命令は、派遣先団体を經由して浜松市専決規程(昭和41年浜松市訓令甲第16号)に定める専決権者が行うものとする。
- 5 派遣職員は、派遣研修において知り得た業務上の秘密を漏らしてはならない。
- 6 派遣職員は、派遣研修において事故等に遭遇し、又は故意若しくは過失によって派遣先団体又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに総務部長に報告しなければならない。

(給与等の支給)

第6条 派遣職員の給与及び派遣に係る旅費は浜松市の規程に基づき支給する。

(研修状況の報告)

第7条 派遣職員の勤務時間その他研修の状況について、総務部長は1か月ごと

に派遣先団体から報告を受けるものとする。

(災害補償)

第8条 派遣研修期間中の災害及び派遣先団体への通勤による災害については、市の公務上の災害又は通勤による災害として取り扱う。

(研修の中止)

第9条 総務部長は、派遣職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該派遣研修を中止するものとする。

(1)研修実績が著しく不良である場合

(2)研修命令に違反する行為、その他の理由により派遣職員として適格でないと認められる場合

(3)心身上の理由等により研修の継続が困難である場合

(協定等の締結)

第10条 市長は、この派遣研修の実施に関し、必要に応じて、派遣先団体の定めるところにより協定等を締結するものとする。

(実施細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、派遣研修の実施に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前から第1条に規定する派遣先団体に派遣されている職員は、別に定めがない限り、この要綱により派遣されたものとみなす。